

住まいの地震保険へのご加入をおすすめします。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

お支払い例



①地震で火災がおこり建物が焼けた



②地震で建物が倒壊した



③津波により建物が流された

火災保険では、
①地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害
はいずれも補償の対象となりません。
これらの損害を補償するためには、地震保険が必要です。

お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

地震保険のお支払金額

損害の程度	建物	家財
全損	ご契約金額の100%(時価が限度)	ご契約金額の100%(時価が限度)
大半損	ご契約金額の60%(時価の60%が限度)	ご契約金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	ご契約金額の30%(時価の30%が限度)	ご契約金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	ご契約金額の5%(時価の5%が限度)	ご契約金額の5%(時価の5%が限度)

- ※1 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)
- ※2 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ※3 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ※4 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

- 全損** 地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
- 大半損** 地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
- 小半損** 地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
- 一部損** 地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆3,000億円(平成28年8月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。

※イラストはイメージです。

家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

- 全損** 地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合
- 大半損** 地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合
- 小半損** 地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合
- 一部損** 地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

地震保険のご加入にあたって

地震保険をおつけになれるもの

居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
家財(ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は除かれます。)

- ※店舗や事務所のみで使用されている建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品などの動産は対象にはなりません。
- ※建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財は補償されません。

地震保険の保険金額(ご契約金額)

建物・家財ごとに火災保険の保険金額(ご契約金額)の30~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額(ご契約金額)を定めていただきます。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。住まいの火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険のご契約期間の途中から地震保険をご契約になることができますので、ご希望される場合には、お取り扱いの損害保険代理店または弊社までご連絡ください。

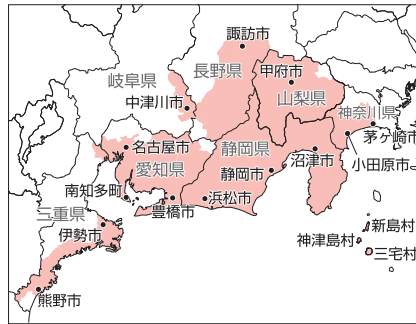
※地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。
(注)ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。
なお、住まいの火災保険と同時にご契約いただく場合は、住まいの火災保険と同一の開始時刻となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)のご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)

都 県	市 町 村
東京	(村) 新島、神津島、三宅
神奈川	(市) 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 (町村) 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	(市) 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 (町村) 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	(市) 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 (町村) 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	(市) 中津川
静岡	全 域
愛知	(市) 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 (町村) 愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三重	(市) 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 (町村) 桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。
※上記強化地域は、平成24年3月30日付告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。なお、市町村名は平成24年4月1日現在で表記しています。



ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に次のようなことが生じたときは、ただちにお取り扱いの損害保険代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 建物の構造または用途を変更するとき(例:併用住宅が専用店舗に変わった場合等)
- (2) 引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき

また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、お取り扱いの損害保険代理店または弊社にご通知ください。

地震保険の割引制度について

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります(地震保険の保険期間の開始日によって適用できる割引が異なります。)。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料^(注)の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

- ①**免震建築物割引**：50%
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
- ②**耐震等級割引**：(等級に応じて)10%、30%または50%
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合
・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
- ③**耐震診断割引**：10%
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
- ④**建築年割引**：10%
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

上記①~④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくはお取り扱いの損害保険代理店または弊社にお問い合わせください。

(注)所定の確認資料とは下記のうち、上記の各割引の適用条件が確認できる書類をいいます。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関わる保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

免震建築物割引・耐震等級割引

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{*1}により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{*2} ^{*3} ^{*4}
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^{*3}
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^{*5}および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)^{*4}

※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)

- ※2 例えば以下の書類が対象となります。
 - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
 - ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す[現金取得者向け新築対象住宅証明書](写)
 - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)
 - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書書類(写)

- ※3 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
 - ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
- ※4 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。
 - ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合
 - ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合
- ※5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

耐震診断割引

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

建築年割引

- ・建物登記簿謄本、建物登記権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等^{*1}が発行^{*2}する書類(写)
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)(ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)
- ※1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
- ※2 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。